

2026年5月26日

逗子市

令和8年3月22日執行逗子市議会議員一般選挙  
における選挙の効力に関する異議申出に対する  
決定について

- 令和8年4月6日付けで提出された令和8年3月22日執行の逗子市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議申出について、審理を終了し、次のとおり決定しましたので、お知らせします。なお、詳細については、市ホームページに決定書等を掲載しますので、そちらをご覧くださいませようお願い申し上げます。

1 申出人

神岡 達人（逗子市議会議員一般選挙の選挙人）

2 申出の趣旨

令和8年3月22日に執行された逗子市議会議員一般選挙について、開票手続および開票結果に適法性・正確性の疑義があり、法定得票数到達に影響を及ぼし得るため、公職選挙法第202条に基づき、開票結果の再点検（必要に応じた再分類・再集計を含む）を求める。

3 決定の内容

異議申出を却下する。

4 審査申立てについて（公職選挙法第202条第2項）

市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は要旨の告示の日から21日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

本件に関するお問い合わせ先：

行政委員会事務局 青柳、岩佐

電話：046-873-1111 内線447